(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

イ　インターネットによる提出方法　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」(1)に掲げるアドレスにアクセスし、上記(1)②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、(1)②において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。また、添付書類として上記ア（建設工事）に掲げる③を別記２の送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」(1)に掲げるアドレスにアクセスし、上記(1)③においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、(1)③において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。また、上記パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに、上記ア（測量等）に掲げる⑤、⑥、⑦及び⑧の書類を添付し、別記３に掲げる送付先に郵送するものとする。

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　有資格者としない者

（建設工事）

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者

③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては、告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が平成21年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

（測量等）

①　予決令第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者

③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　一般競争（指名競争）参加資格の審査

（建設工事）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、(1)に掲げる経営的事項及び(2)に掲げる技術的事項の項目について総合審査数値を付与し、希望工事区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して一般競争（指名競争）参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については、「有」を記して一般競争(指名競争)参加資格があると決定する。

(1)　経営的事項

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直近に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直近２年又は３年の各営業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」

②　告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に規定する「利払前税引前償却前利益」

③　告示第一の二に定める「経営状況」

④　競争参加を希望する工事区分の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」及び同２に規定する「元請完成工事高」

⑤　告示第一の四に定める「その他の審査項目」(社会性等)

(2)　技術的事項　平成18年10月１日から平成22年９月30日までにおける希望工事区分ごとの工事成績等

（測量等）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について審査し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

①　申請しようとする日の直近の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直近２年の各営業年度における希望業種区分の実績により算定した「年間平均実績高」

②　審査基準日の直近の営業年度における「自己資本額」

③　審査基準日における業種区分ごとの「有資格者の数」

④　審査基準日の前日までの営業年数（１年未満切捨て）

６　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

資格決定の日（ただし、定期受付の場合は平成23年４月１日）から平成25年３月31日までとする。

８　その他

(1)　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(2)　経常建設共同企業体としての競争参加者の資格　経常建設共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。

(3)　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、北海道開発局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(4)　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社